

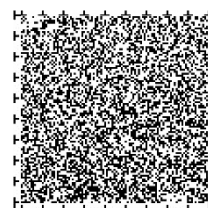
足立区バリアフリー地区別計画 (綾瀬・北綾瀬周辺地区編) 素案

令和5年11月



足立区都市建設部都市建設課
ユニバーサルデザイン担当課

この表紙は音声コード付きです。右のマークが音声コードです。
専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取る
ことができます。



目次

第1章 地区別計画の概要

1	バリアフリー地区別計画の位置づけ	1
(1)	バリアフリー基本構想とは	1
(2)	足立区におけるバリアフリー基本構想	1
(3)	10か所にバリアフリー地区別計画を策定	3
2	地区別計画の内容	4
(1)	地区別計画におけるバリアフリー化の進め方	4
(2)	生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法	6
(3)	生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法	7
3	地区別計画策定後の進め方	9
(1)	特定事業計画書の作成	9
(2)	特定事業の進行管理	9
(3)	利用者意見の反映	9

第2章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

1	地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区）の策定にいたる経緯	12
---	----------------------------	----

第3章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

1	綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリーの現状と課題	14
(1)	綾瀬・北綾瀬周辺地区の主な事業と面的なバリアフリー化	14
(2)	綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の現状と課題	16
2	綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針	18
3	生活関連施設・生活関連経路・区域の設定	19
(1)	生活関連施設の設定	19
(2)	生活関連経路の設定	22
(3)	重点整備地区の区域の設定	26
(4)	生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定	31
(5)	ハード面のバリアフリー化に向けた特定事業の設定	32
(6)	ソフト面での特定事業の設定	60

資料編

資料1	地区の概況	63
資料2	検討の経緯	65
資料3	足立区バリアフリー協議会・各部会の検討概要	66
資料4	まち歩き点検等における区民意見	72
資料5	足立区バリアフリー協議会設置要綱・委員一覧	127

主な用語の説明


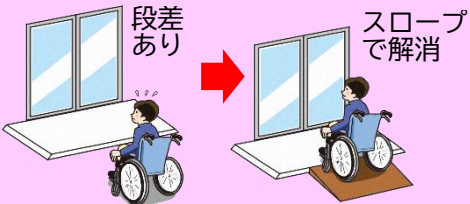
【ユニバーサルデザイン (Universal Design)】

障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を、あらかじめ計画する考え方。

1980年代にアメリカのロナルド・メイス氏らによって提唱され、「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と、「デザイン（計画、設計、構想）」という二つの英単語を合わせたもので、その頭文字を取って、UD（ユーディ）とも呼ばれる。

【バリアフリー (Barrier Free)】

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が社会生活をしていく上で「障がい（バリア）」となるものを「除去（フリー）」すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなどすべての障がいを除去するという考え方。併せて、全ての国民が年齢、障がいの有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会を実現する考え方が位置付けられている。

区分	ユニバーサルデザイン	バリアフリー
基本的な考え方	はじめから障壁（バリア）を作らない	後から障壁（バリア）を取り除く（フリー）
求められること	より良い方法がないか考える姿勢が求められる	一定の基準を満たす整備が求められる
事例	 はじめから 段差なし	 段差あり → スロープで解消

（出典：「知ってほしい！！あだちのユニバーサルデザイン」より抜粋）

【高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等】

高齢者、障がい児・者（身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい者を含むすべての障がい児・障がい者）をはじめ、妊娠中・乳幼児連れの方、児童、外国出身の方、怪我をしている方などの移動制約者を含む。

「障害（がい）」の表記について

足立区バリアフリー地区別計画では、人や人の状態を表す場合には「障がい」とひらがなで表記します。また、法令で定められた名称、施設名・団体名などの固有名詞については、その表記に合わせて記載します。

第1章 地区別計画の概要

1 バリアフリー地区別計画の位置づけ

(1) バリアフリー基本構想とは

急速な高齢化と少子化が同時進行し、人口減少社会を迎えた我が国では、高齢者や障がい者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。

そこで、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を図るため、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）が施行されました。

バリアフリー法では、「駅周辺など高齢者、障がい者等が利用する施設が集まる地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村がバリアフリー基本構想を作成するよう努めるものとする」としています。

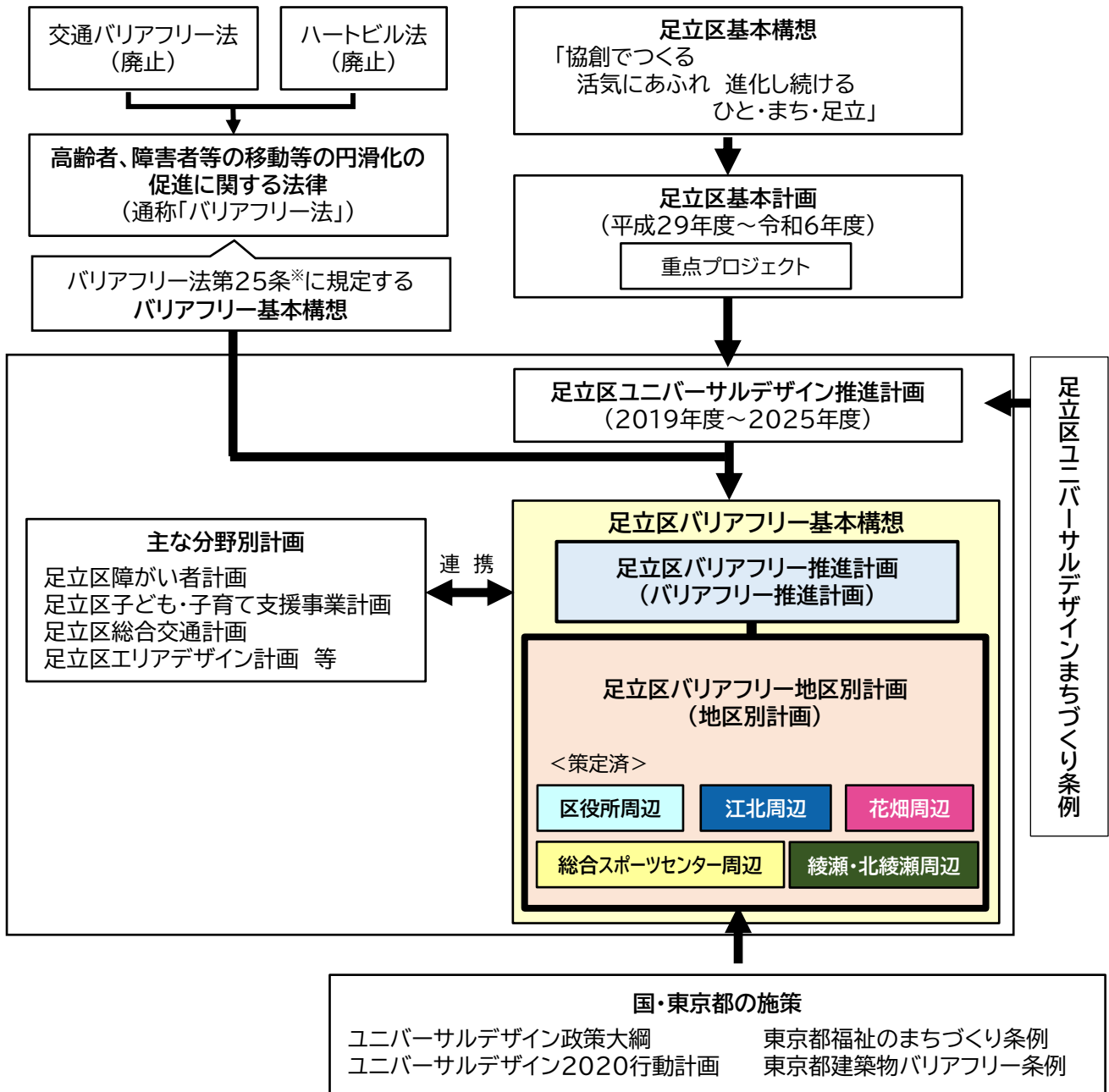
(2) 足立区におけるバリアフリー基本構想

足立区では平成24年12月に、「足立区まちづくり推進条例」の理念を継承発展させた「足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例（以下、「まちづくり条例」という）」を制定しました。まちづくり条例は、ユニバーサルデザインに基づく取り組みを推進することにより、障がいのある人もない人も、子どもや高齢者も、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人がいきいきと安心して暮らせる足立区の実現を目的としています。

さらに平成26年8月には、まちづくり条例に基づき「足立区ユニバーサルデザイン推進計画」を策定し、計画の中に「バリアフリー基本構想を策定する」ことを掲げました。

これを踏まえ、足立区では平成28年7月に、区全体のバリアフリーに対する一定の考え方を示す「足立区バリアフリー推進計画」（以下、「バリアフリー推進計画」という。）をまとめました。さらに、地区別の具体的な整備計画である「足立区バリアフリー地区別計画」（以下、「地区別計画」という。）を順次策定することとし、このバリアフリー推進計画と地区別計画を合わせて、バリアフリー法第25条※に規定するバリアフリー基本構想と呼びます。

バリアフリー地区別計画の位置づけ・体系



※ バリアフリー法第25条

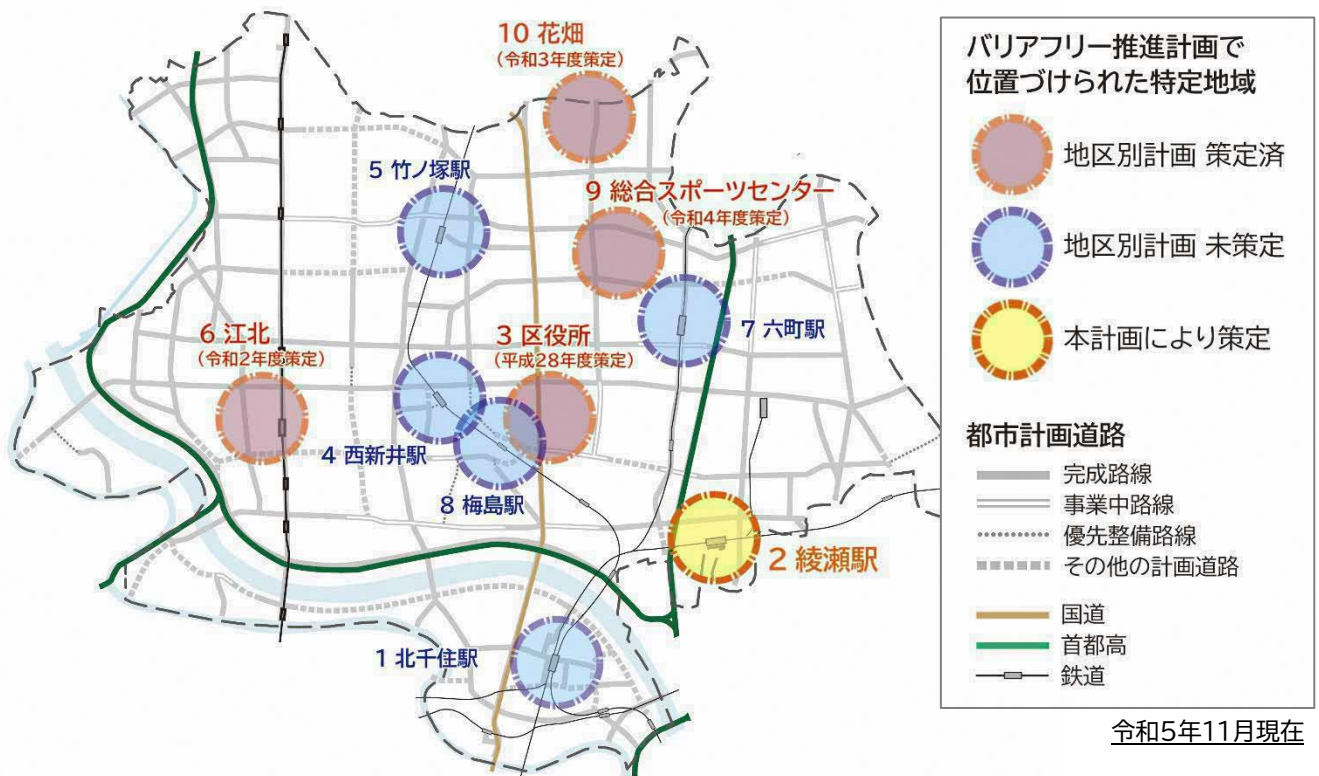
区市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該区市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成するよう努めるものとする。

(3) 10か所にバリアフリー地区別計画を策定

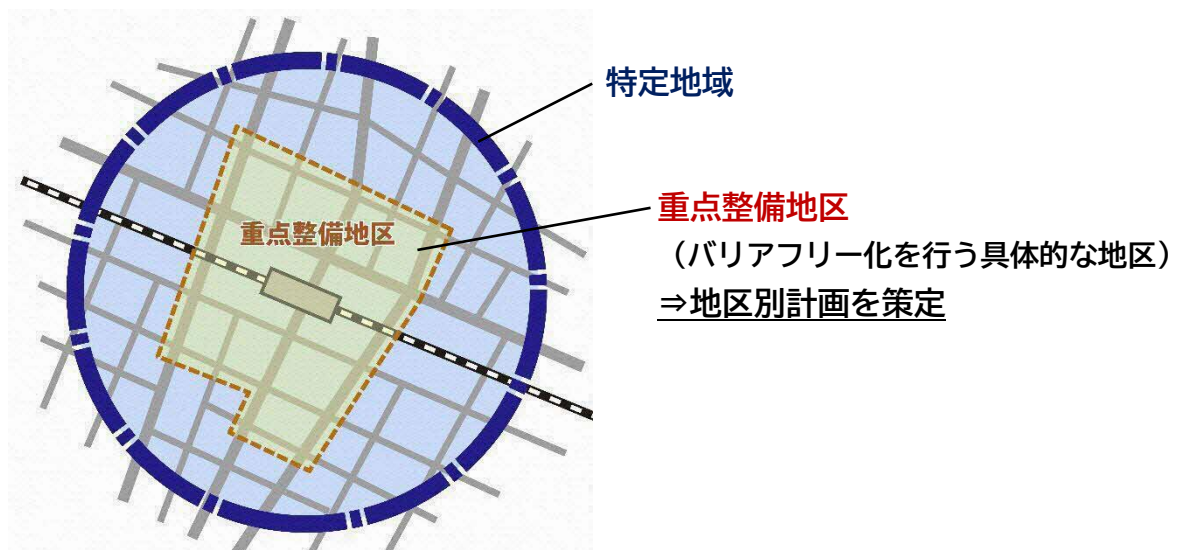
バリアフリー推進計画では、地区内の施設とそれを結ぶ道路の面的なバリアフリー化の必要性や効果が高い10地域を「特定地域」（北千住駅周辺・綾瀬駅周辺・六町駅周辺・梅島駅周辺・西新井駅周辺・竹ノ塚駅周辺・江北周辺・区役所周辺・花畑周辺・総合スポーツセンター周辺）として選定しました。

これら10か所の特定地域を対象に、今後の開発の動向を踏まえつつバリアフリー化に向けた地区別計画を策定します。

バリアフリー推進計画で位置づけられた10か所の特定地域



地区別計画の策定イメージ



2 地区別計画の内容

(1) 地区別計画におけるバリアフリー化の進め方

地区別計画では、バリアフリー法に定義された内容に基づき、以下の流れで重点的かつ面的にバリアフリー化を進めるよう定めます。

ア 地区内のバリアフリー化の現状と課題の整理

足立区バリアフリー協議会区民部会及び事業者部会で地区内のバリアフリー化の現状及び課題を確認し、改善すべき課題を整理します。

イ 地区全体の基本的なバリアフリー方針の策定

区の上位計画や関連計画で位置づけられた一般的なバリアフリーのまちづくりの方向性や、バリアフリー化に向けた改善点を勘案し、地区全体の基本的なバリアフリー化に向けた方針を設定します。

ウ 生活関連施設・経路・重点整備地区の設定

バリアフリー法に基づき、バリアフリー化すべき施設、経路とその区域を以下の通り設定します。

(ア) 「生活関連施設」(「バリアフリー法第2条第23号イ」)

バリアフリー化の対象で区民等が社会生活や日常生活で利用する施設です。

(イ) 「生活関連経路」(「バリアフリー法第2条第23号ロ」)

生活関連施設間を結ぶ経路であり、バリアフリー化の対象となります。

(ウ) 「重点整備地区」(「バリアフリー法第2条第24号」)

生活関連施設と生活関連経路で構成される、バリアフリー化を重点的に進める地区別計画の策定区域です。

生活関連施設・経路・重点整備地区の設定方法は6ページに示します。

エ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

重点整備地区内のバリアフリー化が面的に実施されるよう、生活関連施設や経路の特定事業[※]につき、以下の2つの項目を定めます。

なお、特定事業の設定方法は7ページに示します。

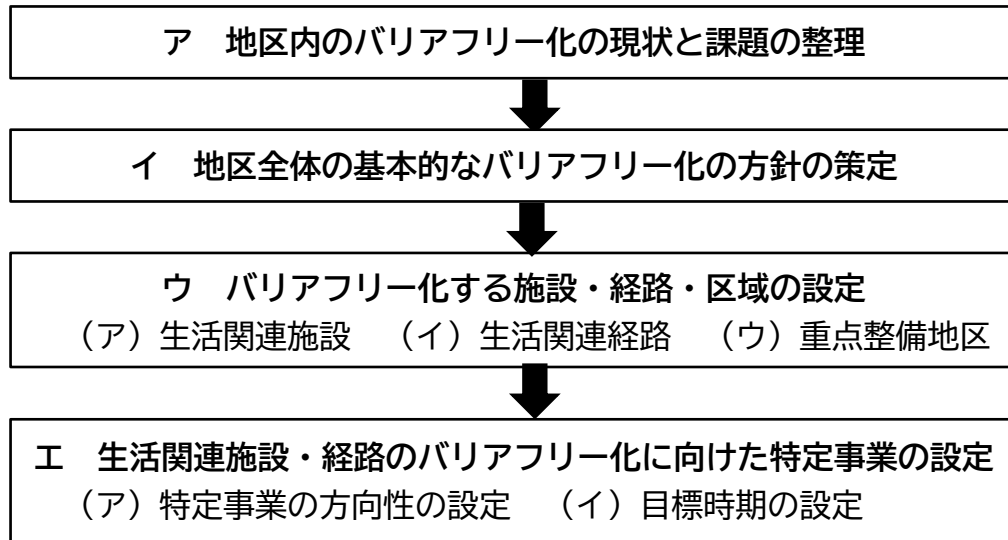
(ア) 特定事業の方向性の設定

(イ) 目標時期の設定

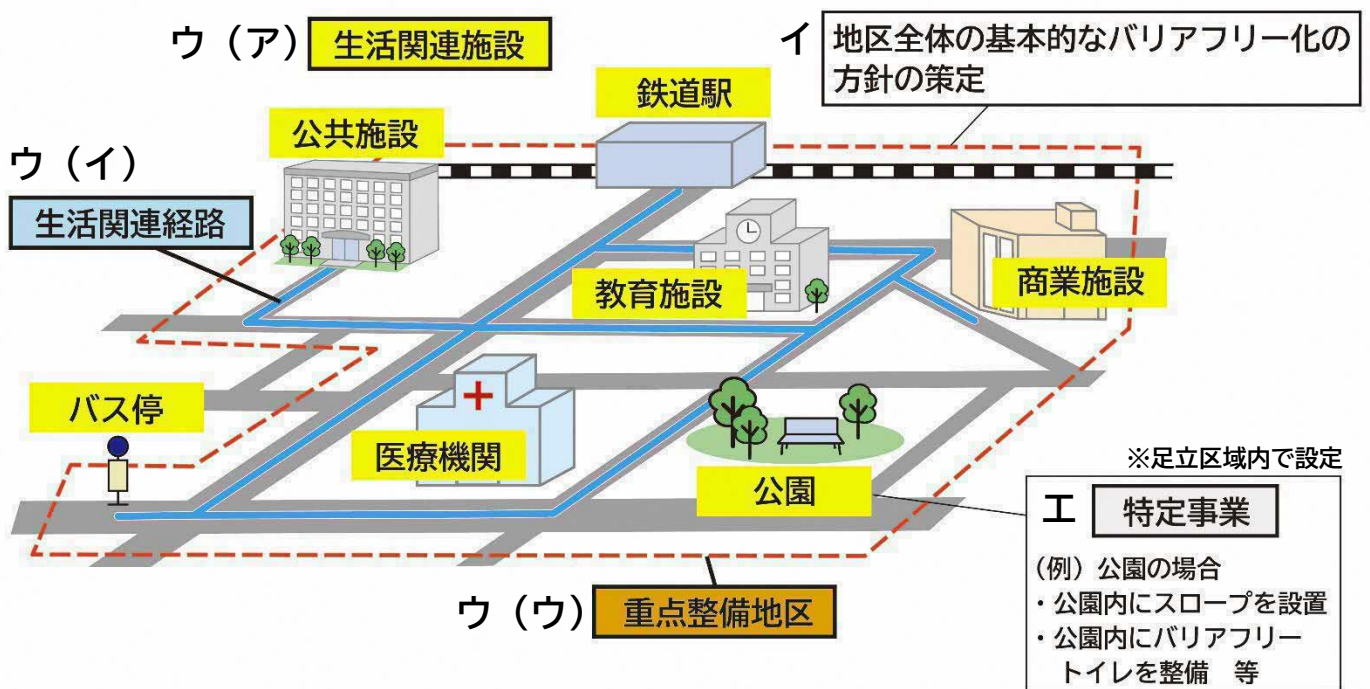
※特定事業(バリアフリー法第2条第25号)

バリアフリー法に基づき、生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む具体的事業を言います。

地区別計画における重点的かつ面的なバリアフリー化の進め方（フロー）



地区別計画で定める内容のイメージ



(2) 生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区の設定方法

バリアフリー法に基づき、地区別計画における生活関連施設・生活関連経路・重点整備地区を以下のように設定します。

ア 生活関連施設（「バリアフリー法第2条第23号イ」）

バリアフリー法では「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」と定義されています。

地区別計画では、バリアフリー法の趣旨、まち歩き点検等による区民等の意見や地区の状況を踏まえ、以下の表の基準により、バリアフリー化が必要である生活に欠かせない施設を「生活関連施設」の候補として抽出し、バリアフリー協議会等での確認を経て、生活関連施設と定めます。

法令に定められた生活関連施設となりうる対象と基準

種類		対象施設とその基準
公共交通	特定旅客施設	一日平均2,000人以上の乗降がある鉄道駅※ ¹
公園	公園	街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、都市緑地※ ² 等
建築物	公共施設	区役所、区民事務所、区内官公署等
	文化・スポーツ施設	生涯学習センター、地域学習センター、住区センター、図書館、ホール、体育館・プール等
	保健・福祉施設	保健所、子育てサロン、地域包括支援センター、障がい福祉施設等
	医療機関等	病院、休日応急診療所、薬局・ドラッグストア
	商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店※ ³
	教育施設等	小学校、中学校、幼稚園、保育所、専門学校、特別支援学校等

※¹ バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の整備目標に定められている対象施設

※² 足立区立公園条例第1条の4（5）「前各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分に発揮することができるように配置」により定められている都市公園

※³ 足立区環境整備基準に基づく事前協議が必要な小売店舗

イ 生活関連経路（「バリアフリー法第2条第23号ロ」にて定義）

バリアフリー法では、「生活関連施設相互間の経路となる道路、駅前広場、通路等」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設間を結ぶ経路を生活関連経路と定めます。

ウ 重点整備地区の区域（「バリアフリー法第2条第24号」にて定義）

バリアフリー法では、「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること、生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること、当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること」と定義されています。

地区別計画では、地区の状況を踏まえ、生活関連施設と生活関連経路で構成されるバリアフリー化を優先的に進める区域を重点整備地区と定めます。

（3）生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の設定方法

バリアフリー法では、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各施設管理者がバリアフリー化に取り組む事業を特定事業（バリアフリー法第2条第25号）といいます。特定事業は、次ページの表に示すとおり、施設に関するハード系、心のバリアフリーやユニバーサルデザインに関するソフト系の種別ごとに定義されています。

地区別計画では、それぞれの種別ごとに事業の方向性を設定するとともに、特定事業の完了に向けた目標時期を設定します。

ア 特定事業の方向性の設定

特定事業の種別ごとに、事業の方向性や内容を足立区域内で設定します。なお、隣接自治体の区域内は、当該自治体の上位計画・関連計画等との整合を図ることに留意し、区境のバリアフリー化にあたっては、自治体間で協議しながら進めます。また、建築物特定事業については生活関連施設のうち、足立区の施設及び地区内のバリアフリー化へ協力いただける民間建築物を対象とします。

イ 特定事業の完了に向けた目標時期の設定

地区別計画における特定事業の完了の目標時期は、完了予定に合わせて「短期」及び「長期」を基本とします。

それ以外にも、実施時期が未確定な特定事業や調査や検討が必要な特定事業は、別途、目標時期を設定し、生活関連施設及び経路のバリアフリー化が円滑に実施されるよう努めます。

<p>短期：短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業 長期：短期には位置づけられないが長期的な取り組みによって、事業完了を目指す事業</p>

特定事業の種別及び具体例

名称	対象施設	特定事業の一般的な具体例
【ハード系の特定事業】		
公共交通特定事業 (バリアフリー法 第28条)	旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの設置 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置 バリアフリースイールの設置 ホームドアまたは内方線付き点状ブロックの設置等の転落防止対策 バス停に上屋やベンチの設置 バス・鉄道車両のバリアフリー化 等
道路特定事業 (バリアフリー法 第31条)	道路	<ul style="list-style-type: none"> 歩道の段差・勾配の改善 歩道の平坦性の確保 視覚障がい者誘導用シートやブロックの設置 等
都市公園特定事業 (バリアフリー法 第34条)	都市公園	<ul style="list-style-type: none"> 園路の幅員の確保、傾斜路の設置 バリアフリースイールの設置 障がい者用の駐車スペースの整備 等
建築物特定事業 (バリアフリー法 第35条)	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 出入口・廊下等の幅員の確保 階段の手すりの設置 バリアフリースイールの設置 障がい者用の駐車スペースの整備 等
交通安全特定事業 (バリアフリー法 第36条)	信号機等	<ul style="list-style-type: none"> 音響機能の付加、歩行者用青時間の確保、経過時間表示付き歩行者用信号機の整備 道路標示の適切な補修、エスコートゾーンの整備 違法駐車行為の防止のため指導取締り、広報活動及び啓発活動の実施 等
その他の事業 (上記に該当しない事業)		<ul style="list-style-type: none"> 歩行者案内サインの設置 等
【ソフト系の特定事業】		
教育啓発特定事業 (バリアフリー法 第36条の2)	—	<ul style="list-style-type: none"> 学校におけるバリアフリー教室の開催 障がい当事者を講師とした区民の理解を深めるためのバリアフリー講演会やセミナー等の啓発活動開催 交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施 等

3 地区別計画策定後の進め方

(1) 特定事業計画書の作成

地区別計画において、「特定事業」を設定した都・区等の施設管理者及び関係事業者は、各施設のバリアフリー化の実現に向けて、バリアフリー法に定義されたそれぞれの施設における「特定事業計画」を策定し、具体的な完了予定年次を定め、バリアフリー化の事業を実施します。

その際、足立区は、利用者が安全かつ円滑に移動や利用できる施設の整備を実現するため、事業者が実施する特定事業計画の作成や、事業着手の際に配慮すべき具体的事項等について、足立区バリアフリー協議会等に意見を伺う機会を設け、それらの実現に向けた調整を行っていきます。

また、「特定事業」の設定に至らなかった生活関連施設については、足立区が各施設管理者に対し、地区全体の面的なバリアフリー化の実現に向け、協力を呼びかけていきます。

(2) 特定事業の進行管理

特定事業計画を策定した各施設管理者は、区との間でバリアフリー化の事業内容や事業実施スケジュール等の連絡・調整を図りながら事業を進めていきます。

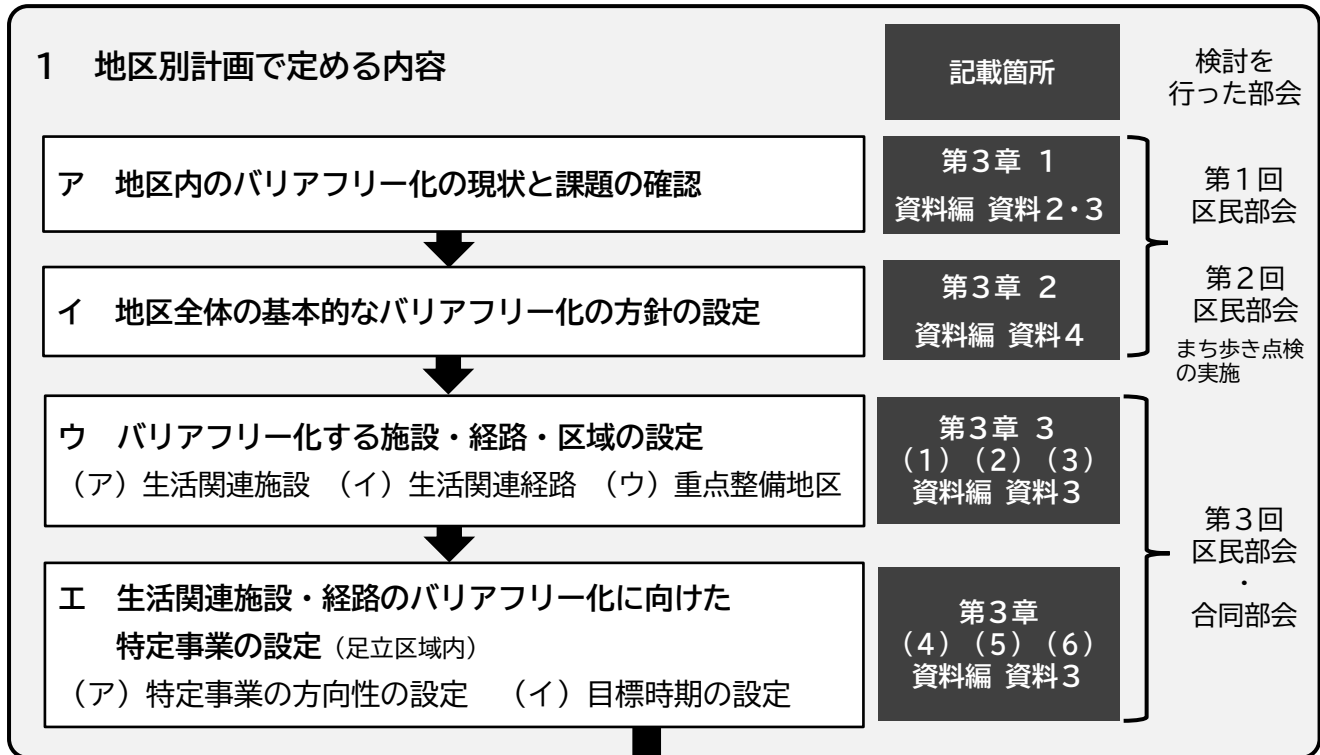
一方、区は、高齢者や障がい児・者、子育て中の方等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区の職員等からなる「足立区バリアフリー協議会」（資料5参照）において、PDCAサイクルを用いて事業の進行管理を行い、地区内のバリアフリー化の促進に努めます。

(3) 利用者意見の反映

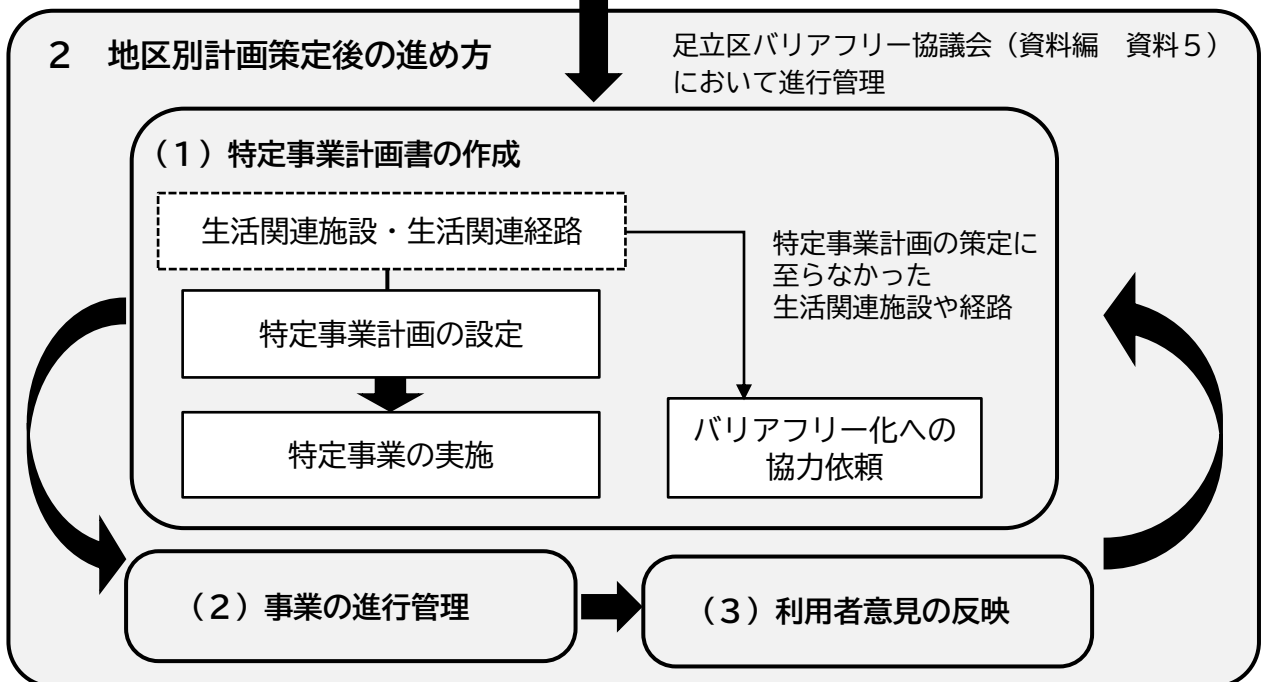
施設の完成後においても、区は各事業者と連携し、高齢者、障がい児・者、子育て中の方等の利用者と共に、施設の利便性等のチェックを行い、より使いやすい施設となるよう改善に取り組みます。

さらに今後、バリアフリー法第25条の2を踏まえ、まちの状況に大きな変化が生じた場合やバリアフリーに関する法令改正や技術開発が進められた場合など、必要に応じて地区内の各施設管理者に対して、一層のバリアフリー化への協力を求めるとともに、地区別計画や特定事業計画の見直しについても協議や調整を図っていきます。

地区別計画で定める内容及び地区別計画策定後の進め方



地区別計画策定後



綾瀬・北綾瀬周辺地区の重点的かつ面的なバリアフリー化の実現

(参考) 重点整備地区内の重点的かつ面的なバリアフリー化のイメージ

特定事業の具体例

情報アクセス・コミュニケーション



心のバリアフリー



特定事業の具体例



特定事業の具体例



特定事業の具体例



特定事業の具体例



教育・文化施設等

保健・医療・福祉施設

特定事業の具体例



宿泊施設

官公庁等

生活関連経路

信号機

歩道

旅客施設

商業施設

保健・医療・福祉施設

重点整備地区



特定事業の具体例

【地区別計画の内容】

ア バリアフリー化の現状と課題の確認

イ バリアフリー化の基本的な方針の設定

ウ バリアフリー化する施設・経路・区域の設定

(ア) 生活関連施設

(イ) 生活関連経路

(ウ) 重点整備地区の区域

施設名

—

エ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた足立区域内の**特定事業の設定**

(ア) 特定事業の方向性の設定

(イ) 目標時期の設定

(出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」より一部説明を加筆)

第2章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリー地区別計画の策定

1 地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区）の策定にいたる経緯

綾瀬・北綾瀬周辺地区では、令和3年12月に「綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」、平成31年3月に「北綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」が策定されました。「綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」では、“選ばれ続け・住み続けたい綾瀬に”をテーマに、綾瀬駅東口駅前整備をはじめとした事業が実施されています。「北綾瀬ゾーンエリアデザイン計画」では、“北綾瀬駅周辺の活性化”をテーマに、北綾瀬駅及びその周辺の整備をはじめとした事業が実施されています。また、令和4年5月には、区が内閣府による「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定され、綾瀬エリアをモデル地域として取組が進行しつつあります。

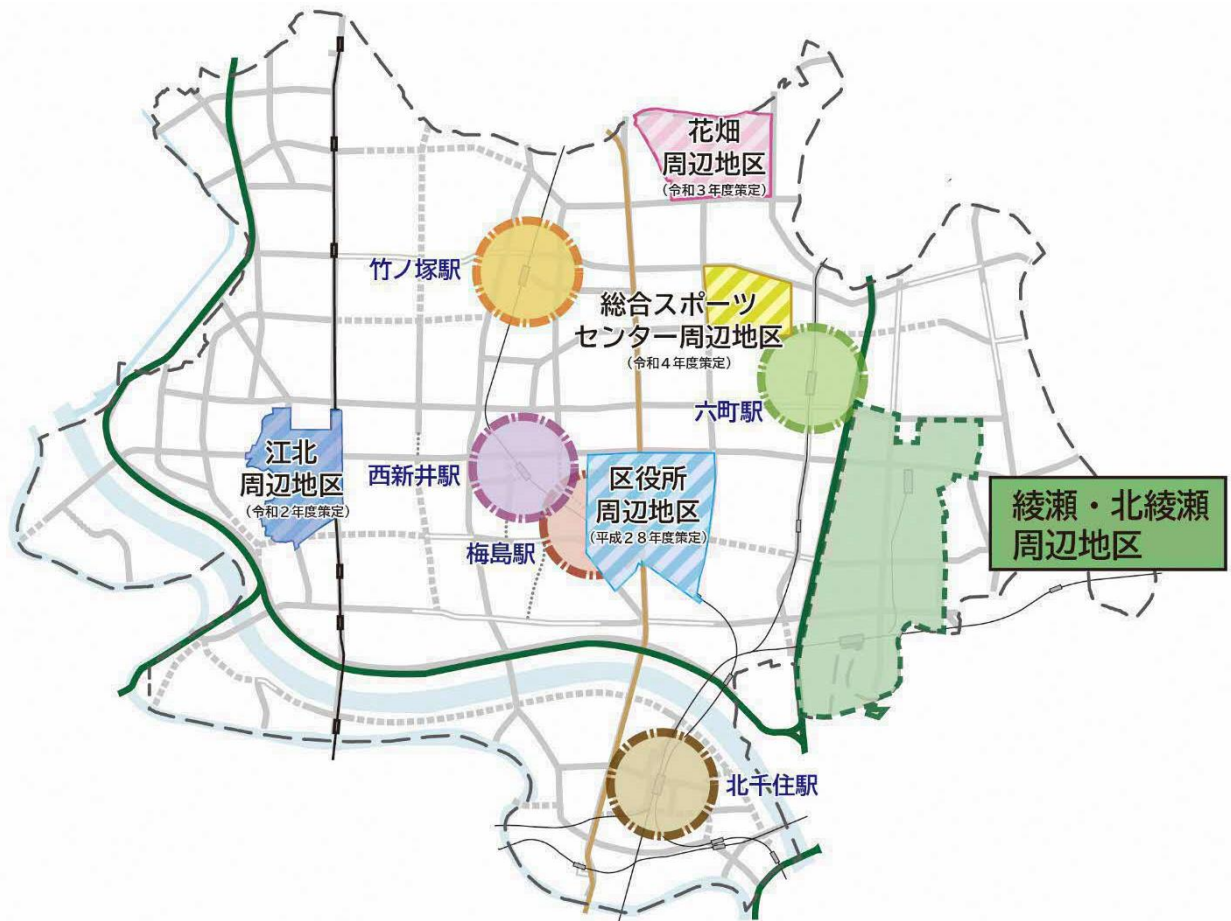
このことから、綾瀬・北綾瀬周辺地域においては、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設と、それら施設を結ぶ道路等について面的なバリアフリー化を実施することの必要性が高まっており、「足立区バリアフリー地区別計画（綾瀬・北綾瀬周辺地区編）」の策定に至りました。

区内の主要な鉄道駅周辺と綾瀬・北綾瀬周辺地区における地区別計画策定を検討する時期について

地区名	検討を開始すべき主要要素	検討を開始する時期
北千住駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 駅構内及び駅周辺の経路・動線についての課題解決の方向性の確定 東口に接する商店街通りの拡幅整備の目途 北千住エリアデザイン計画の策定 	関係者と協議や調整を行い、バリアフリー事業について一定の見通しが明らかになった段階
綾瀬駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 駅東口の大型駅前ビル等の土地利用について検討が本格化 駅から子ども家庭支援センター跡など主要な公共施設への円滑な歩行空間の形成の方向性の目途 綾瀬ゾーンエリアデザイン計画の策定 	駅前広場等の駅周辺主要施設の整備計画が明らかになり、区外公共施設等に向かう足立区内の歩行空間のバリアフリー化等について検討や葛飾区との協議調整が始まった段階
北綾瀬駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 駅北側の交通広場、商業施設等の駅周辺主要施設の検討が本格化 北綾瀬ゾーンエリアデザイン計画の策定 	交通広場、商業施設等の駅周辺主要施設の整備や、駅周辺のまちづくりについて、見通しが明らかになった段階
西新井駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 西口駅前広場の改修の方向性が確定 西新井エリアデザイン計画の策定 	地区計画の策定等、駅周辺のまちづくり計画の策定にあわせて
竹ノ塚駅 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 連続立体交差事業の完了 竹の塚エリアデザイン計画の策定 	連続立体交差事業の完了後の駅周辺のまちづくり計画策定にあわせて

※「足立区バリアフリー推進計画」P31の表において時点修正等を行い、作成しました。

地区別計画の策定状況



重点整備地区		都市計画道路	
<地区別計画 策定済>			
	区役所周辺地区	平成28年度策定	完成路線
	江北周辺地区編	令和2年度策定	事業中路線
	花畑周辺地区	令和3年度策定	優先整備路線
	総合スポーツセンター周辺地区	令和4年度策定	その他の計画道路
	本計画により策定	令和5年度策定	国道
			首都高
			鉄道

令和5年11月現在

第3章 綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリーの取り組み

1 綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリーの現状と課題

(1) 綾瀬・北綾瀬周辺地区の主な事業と面的なバリアフリー化

綾瀬・北綾瀬周辺地区は、区の東部に位置する地域で、葛飾区と隣接しています。地区の北側に北綾瀬駅、中央に都立東綾瀬公園、南側に綾瀬駅が立地しており、地区の西側には南北方向に綾瀬川と首都高速道路が走っています。

綾瀬・北綾瀬周辺地区では、綾瀬駅及び北綾瀬駅前や周辺環境整備などのまちづくりが行われており、新規施設の建設時にはユニバーサルデザインに配慮した施設となるような取り組みが実施されています。

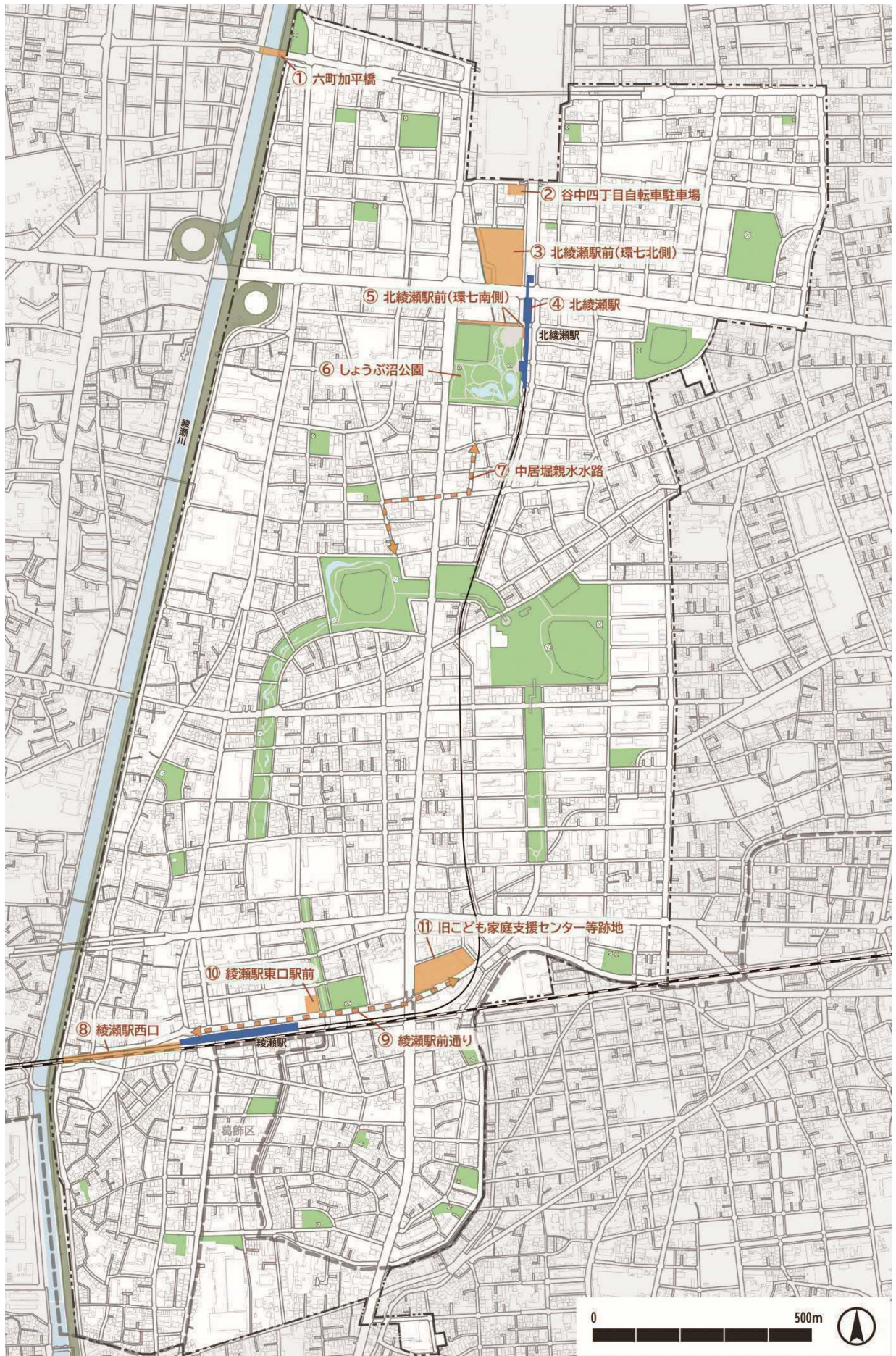
それらに合わせて、本計画によって既存施設や道路等のバリアフリー化の事業を計画し、順次実施することで、地区全体の面的なバリアフリー化を進めます。

綾瀬・北綾瀬周辺地区の主な事業

	事業実施箇所	各種計画に記載の整備方針	スケジュール
①	六町加平橋	開通工事	完了済
②	谷中四丁目自転車駐車場	新規開設	完了済
③	北綾瀬駅前（環七北側）	交通広場の整備、駅前開発	令和7年度完了予定
④	北綾瀬駅	ホーム延伸、出入口新設（しょうぶ沼公園側、環七北側）、駅ビルの新設	完了済
⑤	北綾瀬駅前（環七南側）	タクシー乗降場整備、道路拡幅	完了済
⑥	しょうぶ沼公園	トイレ改築、園路・広場整備、北側道路改良	完了済
⑦	中居堀親水水路歩道	バリアフリー化	令和8年度完了予定
⑧	綾瀬駅西口	高架下空間の活性化 「高架下No Border LAB （あやセンター ぐるぐる）」	令和5年度開業
⑨	綾瀬駅前通り	歩道拡幅、通り抜け通路整備	令和8年度完了予定
⑩	綾瀬駅東口駅前	東綾瀬公園との一体的な交通広場の整備 「つながるマルシェ」	令和6年度完了予定
⑪	旧子ども家庭支援センター等跡地	民間活用、既存公共施設の再配置	令和10年度以降 開設予定

※ 事業実施箇所については、27ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。
なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

綾瀬・北綾瀬周辺地区の主な事業



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第05-121号)

（2）綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の現状と課題

綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の課題を整理するため、地区内の公共交通や道路、公園等を対象に、まちづくり推進委員、障がい者団体、地元住民等で構成された区民部会において、まち歩き点検（詳細は72ページの資料4を参照）を行いました。

まち歩き点検での指摘や要望等を踏まえ、各施設のバリアフリーの現状や課題を整理した結果を以下に示します。

綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の現状と課題

対象施設		バリアフリー化の現状と課題
種別	内容	
公共交通	鉄道駅	綾瀬駅及び北綾瀬駅には、エレベーター、バリアフリースイレ、視覚障がい者誘導用シートやブロック、ホームドアが設置されている。
	バス停	歩行に十分な歩道幅員が確保できないなど、法令等により設置不可能な場所を含め、多くのバス停で上屋やベンチが設置されていない。 主要な道路や施設からバス停までの視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。
道路等	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所や、歩道が連続していない箇所がある。
		歩道や交差点で車止めが適切な位置に設置されておらず、歩行者がぶつかる危険性のある箇所がある。
	歩道の平坦性	歩道が傾斜しておりベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。
		歩道と車道の境目に段差が大きい箇所がある。
		横断歩道に接する歩道と車道の段差が微小であり、視覚障がい者が歩道と車道の境目がわからない箇所がある。
	建物入口等の切り下げにより、歩道が波打っている箇所がある。	
	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所や、マンホール等で一部欠けている箇所がある。
	電柱	歩道上や路側帯の白線の内側に電柱があり、通行部分が狭くなっている箇所がある。
	横断歩道	公園と公園の間など、歩行者の利用が多い交差点には横断歩道が設置されていると安心。
信号機等	交差点で、信号や視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	
路面標示	路面の標示がかすれていたり、破損している箇所がある。	

対象施設		バリアフリー化の現状と課題
種別	内容	
公園	出入口や園路	出入口に段差や急な坂、凹凸、車止め等により簡単に入れない箇所がある。
		園路などに段差や凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等で移動しづらい箇所がある。
	トイレ	バリアフリートイレがない公園がある。
		トイレの入り口に段差や急なスロープがある公園がある。
		男性用トイレに扉や目隠しが公園がある。
		バリアフリートイレは、開けやすい扉、便座の背もたれの設置、洗浄ボタンの押しやすい位置への配置等の工夫があるとよい。
		バリアフリートイレがある場合は、大型ベッドなどの機能の追加を検討してはどうか。
		トイレの表示がわかりにくかったり、「だれでも」の表示が残っているトイレがある。
	設備	トイレの入り口が死角になっていたり、女性用トイレがないなど、防犯上の配慮が必要な箇所がある。
		水飲み場の蛇口が車いすで使用しやすい高さになっていない公園がある。
ベンチなど休憩できる設備が少ない公園がある。		
その他	公園の案内板が古くなっている公園がある。	
	歩道	歩道上に雑草や植木、ゴミの収集場所、店舗の看板等がはみ出し、通行しにくい箇所がある。
	自転車	路上に放置された自転車や、車道を逆走する自転車がいる。

2 綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

綾瀬・北綾瀬周辺地区の面的なバリアフリー化に向け、第3章の1で整理したバリアフリー化の現状と課題に基づき、バリアフリー法等の法令・基準を踏まえて、以下の3点をバリアフリー化の基本的な方針として設定し、計画を策定していきます。

なお、このバリアフリー化の基本的な方針は、6ページで示した綾瀬・北綾瀬周辺地区における生活関連施設、生活関連経路を管理する事業者（例えば、足立区、東京都などの地方公共団体など）を対象としています。

綾瀬・北綾瀬周辺地区のバリアフリー化の基本的な方針

基本方針1

綾瀬駅及び北綾瀬駅を中心とした徒歩圏において、不特定多数の人が利用する施設とそれらの施設間を結ぶ道路を対象とした面的なバリアフリー化を推進する。

基本方針2

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が綾瀬駅及び北綾瀬駅等の公共交通から周辺施設に円滑に移動できるように、バリアフリー化された歩行空間ネットワークを形成する。なお、区外の公共施設についても、隣接する自治体（葛飾区）と協力しながらネットワークを形成する。

基本方針3

施設のバリアフリー化等のハード面での整備に加え、施設を利用する方々の円滑な移動やコミュニケーションを手助けするための知識や技術を、施設の管理者や職員が身につけるために必要な研修など、施設管理者の接遇や介助水準向上を目指したソフト面の対応策も推進する。

3 生活関連施設・生活関連経路・区域の設定

(1) 生活関連施設の設定

第1章2(2)アの通り、綾瀬・北綾瀬周辺地区におけるバリアフリー化する対象の施設である生活関連施設を下表のとおり設定します。

綾瀬・北綾瀬周辺地区の生活関連施設の一覧（公園・建築物）

○：足立区の施設

生活関連施設		綾瀬・北綾瀬周辺地区内の 対象となる施設
種別	種類	
公園	都市公園	○ 川端第一公園
		○ 上の公園
		○ 加平第一公園
		○ 沖谷公園
		○ 大谷田記念公園
		○ 大谷田公園
		○ 加平第二公園
		○ 稻荷公園
		○ 川端第二公園
		○ 谷中公園
		○ しょうぶ沼公園
		○ 下の公園
		○ 綾瀬七丁目丘公園
		東綾瀬公園（都立公園）
		○ 八か村落しファミリー公園
		○ 蛭沼公園
		○ 五兵衛公園
		○ 下河原公園
		○ 河添公園
		○ 北野公園
		○ 綾瀬一丁目児童遊園
		○ 普賢寺公園
		○ 綾瀬二丁目ふれあい公園
		○ 綾南公園
		○ 伊藤谷公園
		袋橋公園（葛飾区立公園）
		白鷺公園（葛飾区立公園）

※ 施設については、27ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。
 なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

生活関連施設		綾瀬・北綾瀬周辺地区内の 対象となる施設
種別	種類	
建築物	公共施設	○ 大谷田谷中住区センター 綾瀬警察署
		○ 加平住区センター
		○ 東綾瀬区民事務所
		○ 東綾瀬住区センター
		○ 足立福祉事務所東部福祉課
		○ 綾瀬住区センター
		○ 旧こども家庭支援センター等跡地
		○ 勤労福祉会館
		足立年金事務所
		東京法務局城北出張所
		文化・スポーツ施設
	綾瀬ひまわり園	
	保健・福祉施設	綾瀬あかしあ園
		綾瀬なないろ園
		あやせ循環器リハビリ病院
	医療機関等	綾瀬循環器病院
		下井病院
		バルクス足立加平店 (仮称) 三井ショッピングパークららテラス北綾瀬
	商業施設	西友北綾瀬店
		バルクス足立綾瀬店
		アイン薬局綾瀬店
		イトーヨーカドー綾瀬店
		東急ストア綾瀬店
		ライフ薬局綾瀬店

※ 施設については、27ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。
 なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

綾瀬・北綾瀬周辺地区の生活関連施設の一覧（建築物）

○：区の施設

生活関連施設		綾瀬・北綾瀬周辺地区内の対象となる施設
種別	種類	
建築物	金融機関等	東京東信用金庫綾瀬支店
	教育施設等	○ 谷中中学校
		○ 東加平小学校
		東京都立城東職業能力開発センター
		○ 東綾瀬保育園
		○ あやせ保育園
		○ 東綾瀬小学校
		○ 東綾瀬中学校
		○ 綾瀬小学校
		東京都立葛飾ろう学校
		東京未来大学福祉保育専門学校
		東京都立葛飾盲学校

※ 施設については、27ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。

なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

（2）生活関連経路の設定

第1章2（2）イで示した通り、以下のような区道や都道の道路等を綾瀬・北綾瀬周辺地区における生活関連経路に設定します。

- ・ 生活関連施設同士を結ぶ経路
- ・ 生活関連施設と最寄りの駅またはバス停とを結ぶ経路
- ・ できる限り歩道のある経路

「主要経路」及び「ネットワーク経路」に分類して設定します。

主要経路

バリアフリー化の優先度が高く、歩道や準歩道等により歩行空間を連続的に確保できる経路、又は確保を検討している経路

ネットワーク経路[※]

バリアフリー化の優先度としては低い、又は歩道や準歩道等はないが、大きな迂回が生じないよう、移動のしやすさ、災害時の人員・物資輸送などの観点から経路のネットワーク性を高めるために必要な経路

主要経路及びネットワーク経路のイメージ



※経路のネットワーク性を高めることにより、目的地までより近い経路を選択して移動することができたり、災害等で通行できなくなった場合、別の経路を選択して移動したりすることができます。

綾瀬・北綾瀬周辺地区の生活関連経路は、次ページの表のとおりです。

綾瀬・北綾瀬周辺地区の生活関連経路の一覧

○：一部ネットワーク経路が含まれる路線

生活関連施設		生活関連経路となる道路	
種別	管理区分		
道路	東京都	都道308号	○
		都道314号（川の手通り）	○
		都道318号（環七通り）	○
		都道467号（江北橋通り）	○
	足立区	足立25号（綾瀬川通り）	○
		足立26号	○
		足立39号（環七南通り）	○
		足立40号	○
		大谷田149号	○
		大谷田153号	
		大谷田188号	○
		大谷田189号	○
		大谷田193号	○
		大谷田195号	○
		大谷田210号	○
		大谷田214号	○
		大谷田260号	○
		大谷田294号	
		大谷田352号	○
		大谷田353号	
		大谷田354号	
		大谷田355号	○
		大谷田358号	○
		大谷田360号	○
		大谷田366号	
		大谷田368号	○
		大谷田371号	○
		大谷田377号	
		綾瀬102号	
		綾瀬126号	○
綾瀬135号	○		
綾瀬167号	○		
綾瀬186号	○		

※ 都道、区道及び道路番号の順で記載

生活関連施設		生活関連経路となる道路	
種別	管理区分		
道路	足立区	綾瀬409号	○
		綾瀬425号	○
		綾瀬451号	○
		綾瀬106号	○
		綾瀬108号	
		綾瀬111号	
		綾瀬112号	○
		綾瀬123号	○
		綾瀬127号	○
		綾瀬130号	○
		綾瀬132号	
		綾瀬167号	○
		綾瀬170号	○
		綾瀬180号	
		綾瀬182号	○
		綾瀬184号	○
		綾瀬185号	○
		綾瀬246号	○
		綾瀬248号	○
		綾瀬249号	○
		綾瀬296号	○
		綾瀬298号	○
		綾瀬300号	
		綾瀬305号	○
		綾瀬312号	
		綾瀬313号	○
		綾瀬318号	
		綾瀬329号	
		綾瀬331号	
		綾瀬344号	
		綾瀬353号	○
		綾瀬355号	○
		綾瀬356号	○
綾瀬365号	○		
綾瀬368号	○		
綾瀬372号	○		

※ 都道、区道及び道路番号の順で記載

生活関連施設		生活関連経路となる道路	
種別	管理区分		
道路	足立区	綾瀬379号	○
		綾瀬392号	○
		綾瀬393号	○
		綾瀬394号	
		綾瀬411号	
		綾瀬416号	
		綾瀬417号	
		綾瀬435号	
		綾瀬438号	
		綾瀬442号	○
		綾瀬449号	○
		綾瀬462号	○
		葛飾区	区道48号
	区道62号		○
	葛75号		
	葛305号		○
	葛525号		
	葛533号		○
	その他※	足立25号（一部）	○
		綾瀬323号・葛887号	
		綾瀬481号・葛925号・葛926号	
		綾瀬493号・葛1069号	
		綾瀬494号・葛1386号	

※ 行政境界にあるため、足立区、葛飾区の両区による協定に基づき、管理箇所を定めている。

生活関連経路の総延長：約35,271m


（うち主要経路：約19,736m、ネットワーク経路：約15,535m）

（3）重点整備地区の区域の設定

第1章2（2）ウに示した内容に従って、以下の条件をもとに、綾瀬・北綾瀬周辺地区における重点整備地区（地区別計画策定）の区域として定めます。

綾瀬・北綾瀬周辺地区における重点整備地区の区域の条件

- ・ 綾瀬駅及び北綾瀬駅を中心したそれぞれ半径500～1,000mの徒歩圏内の区域とする
- ・ 河川や幹線道路、町（丁）の境界等の区画を考慮する
- ・ 区の境界や町（丁）の境界に関係なく、地区内の生活に関連した生活関連施設及び生活関連経路を含めた範囲とする

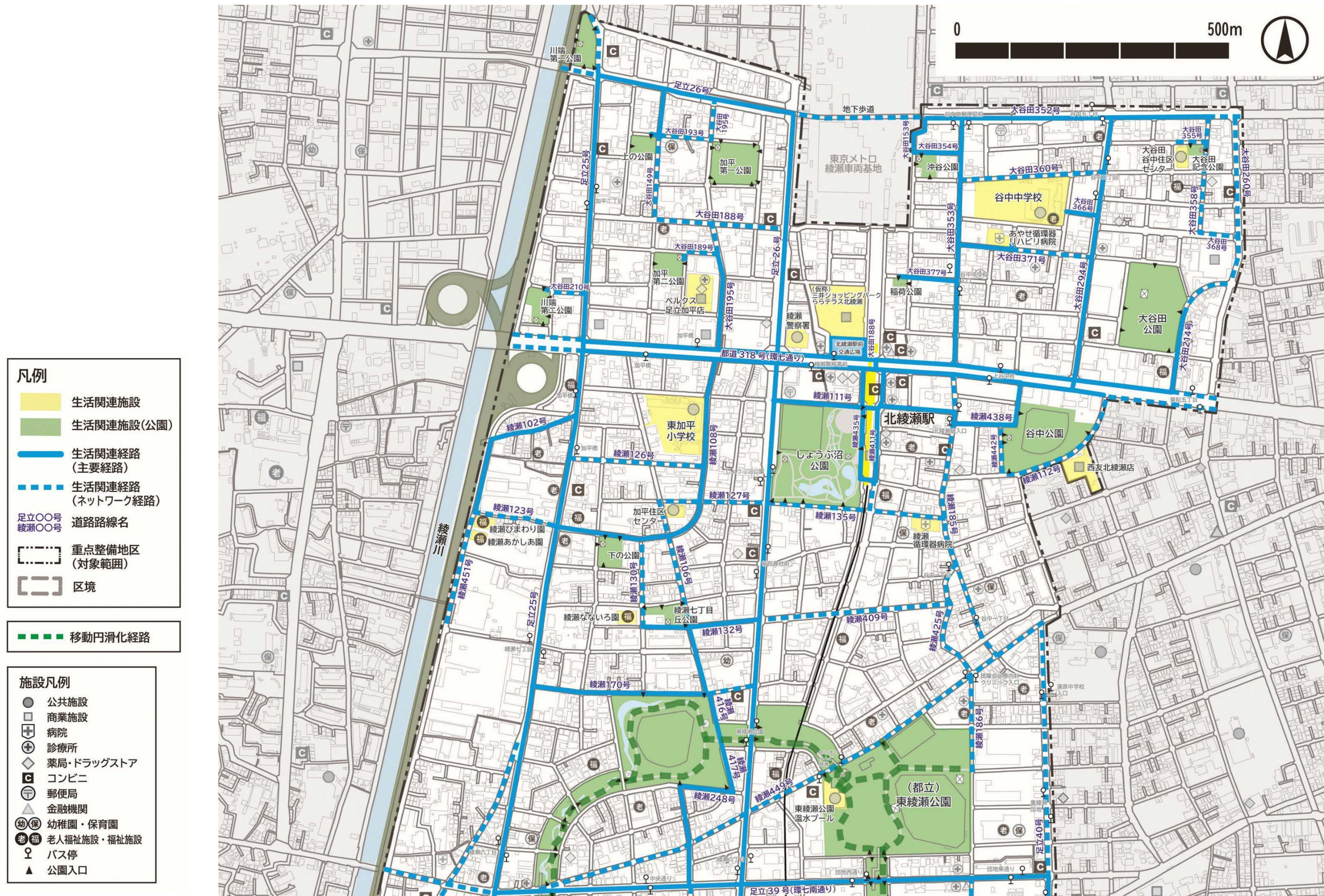
本計画の重点整備地区（面積：約321ha）は、27ページ（ 線部）の範囲とします。

重点整備地区の区域と生活関連施設・経路



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第05-121号)

重点整備地区の区域と生活関連施設・経路（北綾瀬周辺）



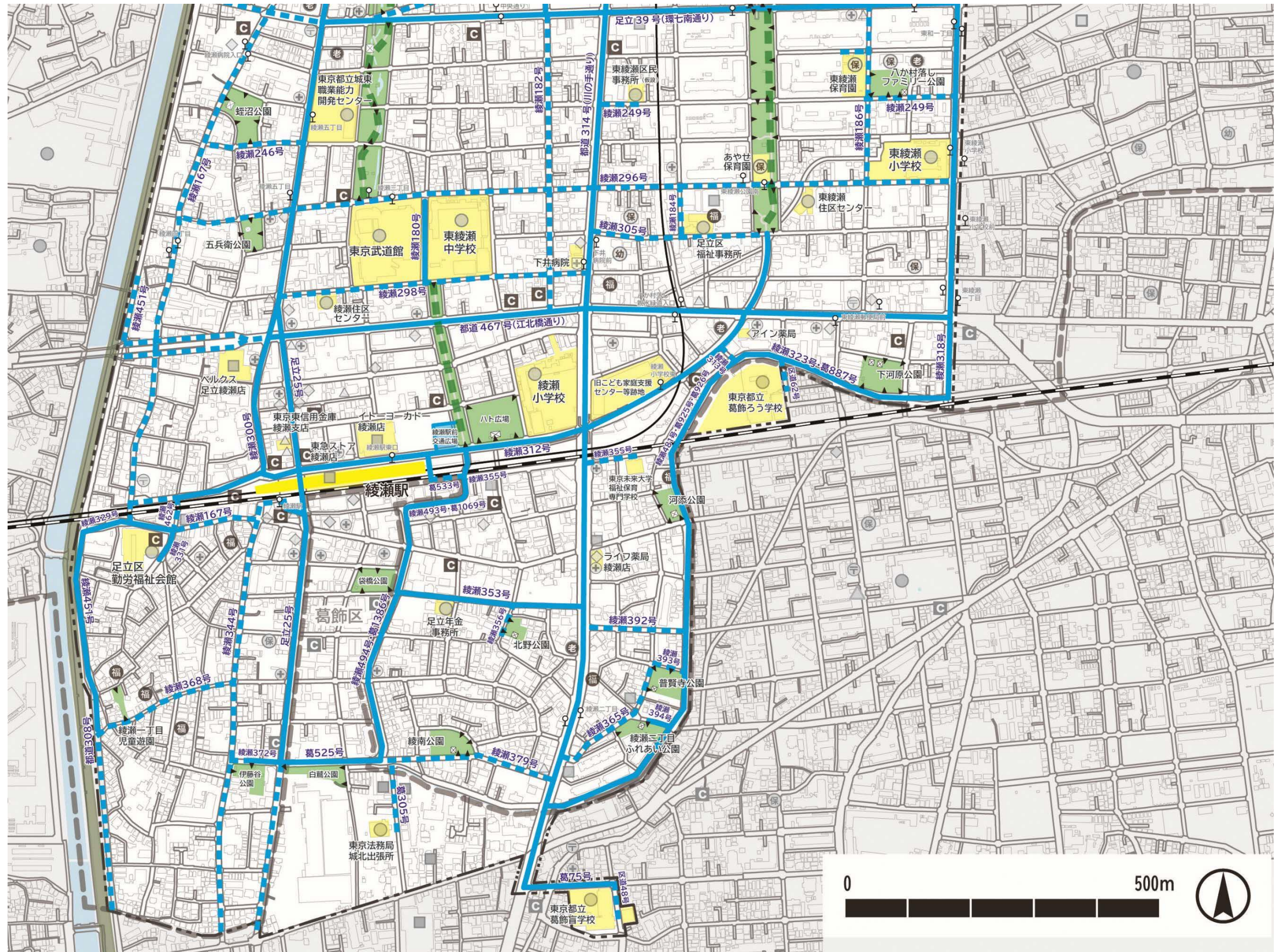
この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第05-121号)

重点整備地区の区域と生活関連施設・経路（綾瀬周辺）

- 凡例**
- 生活関連施設
 - 生活関連施設(公園)
 - 生活関連経路(主要経路)
 - 生活関連経路(ネットワーク経路)
 - 足立〇〇号
綾瀬〇〇号
 - 重点整備地区(対象範囲)
 - 区境

- 移動円滑化経路

- 施設凡例**
- 公共施設
 - 商業施設
 - 病院
 - 診療所
 - 薬局・ドラッグストア
 - コンビニ
 - 郵便局
 - 金融機関
 - 幼稚園・保育園
 - 老人福祉施設・福祉施設
 - バス停
 - 公園入口



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第05-121号)

（4）生活関連施設・経路等における特定事業の方向性及び目標時期の設定

第1章2（3）に沿って、第3章1で整理した地区内のバリアフリー化の現状と課題を前提に、足立区域内の生活関連施設・経路等のバリアフリー化を実施する特定事業等の各事業主体に対し、それぞれの方向性及び目標時期を、以下のとおり示します。

ア 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた方向性の提示

バリアフリー化に向けて、周辺環境の状況や物理的及び予算等による制約等に鑑み、実施することが可能な範囲や方向性を各施設ごとに定めます。

イ 生活関連施設・経路のバリアフリー化に向けた特定事業の目標時期の設定

本計画における事業完了の目標時期は、本計画で定義している「短期」「長期」を基本とします。

その一方で、現時点では、バリアフリー化を実施するために必要な用地などがない等の理由によりバリアフリー化が困難な施設や、バリアフリー化の実施時期が未確定な施設、また本計画策定前に、既にバリアフリー化されている施設などもあります。

これらの状況を踏まえ、本計画の目標時期について以下のように定めます。

短期 短期（おおむね5年以内）での事業完了を目標に実施する事業

長期 短期では事業完了できないが、長期的な取り組みにより事業完了を目指す事業

優先度を考慮して順次

（1）バリアフリー化に向けて具体的な計画を策定していない施設

（2）バリアフリー化が施設の一部にとどまっている施設

（3）現行法令でのバリアフリー化は完了しているが、法令改正により更なるバリアフリー化を実施する必要がある施設

（5）ハード面※のバリアフリー化に向けた特定事業の設定

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等、誰もが安全かつ円滑に利用できる生活関連施設及び経路とするため、各施設の現状や課題を確認し、バリアフリー化を実施する特定事業の設定を行います。

※ハード面：施設や設備、道路といった形ある要素を指す。

ア 公共交通特定事業（鉄道）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
綾瀬駅 北綾瀬駅	東京地下鉄	バリアフリースイレ、エレベーター、視覚障がい者誘導用シートやブロック、ホームドアが設置されており、駅出入口からホームまでバリアフリー化された経路が整備されている。	駅において、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に移動できるよう、法令等に基づき維持更新を行います。	○	○

優先度を考慮して
順次

イ 公共交通特定事業（バス）

足立区総合交通計画において、バス停やバスの車両に関する利用環境の向上について計画が示されている点を考慮した上で、今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
バス停	バス事業者	多くのバス停で上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に乗降できるバス停を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
			設置するための空間が確保できるバス停には利用状況に合わせて、上屋やベンチ、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。		
バス		足立区総合交通計画において、バス停や車両の利用環境の向上について計画が示されている。	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等、誰もが円滑に乗降できるノンステップバスを順次導入します。	優先度を考慮して 順次 ○	○

ウ 道路特定事業（43ページに箇所図）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

※ 都道、区道及び道路番号の順で記載

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
都道318号 (環七通り)	東京都	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所 がある。	路面の平坦性、適切な 段差や勾配を確保し ます。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
都道314号 (川の手通り)	東京都	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所 がある。	路面の平坦性、適切な 段差や勾配を確保し ます。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。		
都道467号 (江北橋通り)	東京都	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所 がある。	路面の平坦性、適切な 段差や勾配を確保し ます。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが連続して いない箇所や、劣化等によ りわかりにくくなってい る箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。		
都道308号	東京都	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シー トやブロックが設置され ていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用 シートやブロックを 設置します。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/>	

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
足立 25 号 (綾瀬川通り)	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		○
足立 26 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
足立 39 号 (環七南通り)	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		○
足立 40 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		○
大谷田 149 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
大谷田 153 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
大谷田 195 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		○
大谷田 214 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
大谷田 352号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次	○
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
大谷田 353号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。		○
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		電柱	歩道や路側帯に電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	歩道幅員が狭小な箇所や路側帯について、他企業と協議し、電柱移設等に向けて検討します。		
大谷田 354号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次	○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
大谷田 366号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
		歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
大谷田 377号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
綾瀬102号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	○	○
綾瀬106号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		○
綾瀬108号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	○	
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		電柱	歩道や路側帯に電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	歩道幅員が狭小な箇所や路側帯について、他企業と協議し、電柱移設等に向けて検討します。		

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
綾瀬 111 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		○
		歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。		
		電柱	歩道や路側帯に電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	歩道幅員が狭小な箇所や路側帯について、他企業と協議し、電柱移設等に向けて検討します。		
綾瀬 127 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		○
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
綾瀬 132 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		○
綾瀬 167 号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して 順次	○ ○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
綾瀬 170 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次	○ ○

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期			
					短期	長期		
綾瀬 180 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次			
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	○	○		
綾瀬 182 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次			
綾瀬 185 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。				
		歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。			○	
綾瀬 248 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		○		
綾瀬 300 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次			
		歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。				
		歩道の 幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。			○	○
		誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。				
綾瀬 305 号	足立区	電柱	歩道や路側帯に電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	歩道幅員が狭小な箇所や路側帯について、他企業と協議し、電柱移設等に向けて検討します。		○		

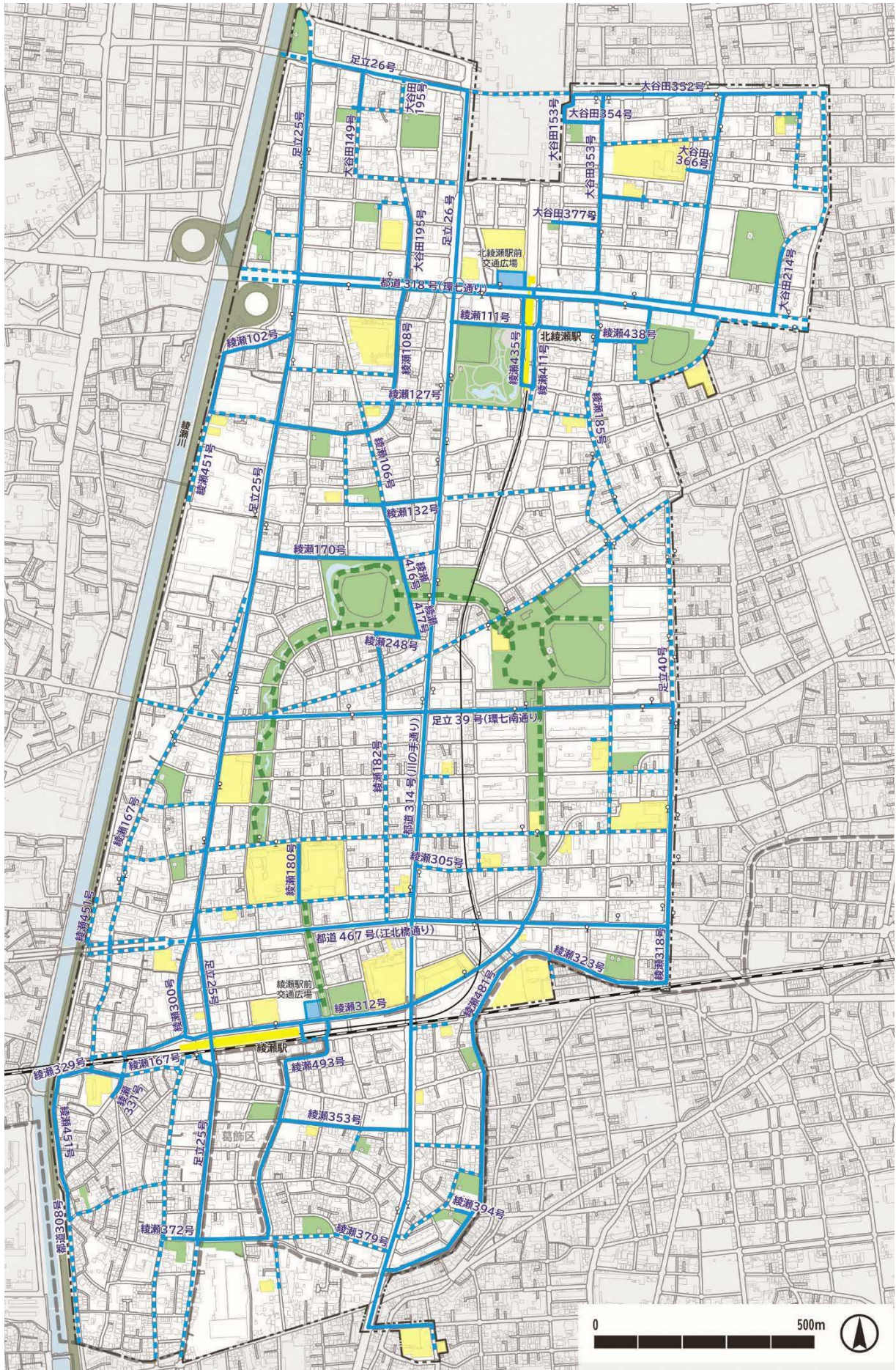
整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
綾瀬 312 号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して 順次	○
		歩道の平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
綾瀬 318 号	足立区	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次	○
綾瀬 323 号	足立区	歩道の平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次	○
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。		
綾瀬 329 号	足立区	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次	○
綾瀬 331 号	足立区	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次	○

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
綾瀬 353 号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。		○
		歩道の平坦性	歩道が横方向に傾斜しており、ベビーカーや車椅子等が通行しにくい箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
		歩道の平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。		
綾瀬 372 号	足立区	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	
綾瀬 379 号	足立区	電柱	歩道や路側帯に電柱があるため、通行部分が狭くなっている箇所がある。	歩道幅員が狭小な箇所や路側帯について、他企業と協議し、電柱移設等に向けて検討します。		○
綾瀬 394 号	足立区	歩道の幅員等	歩道が狭い箇所がある。	現在の歩道の幅員・形状等を考慮して、円滑に移動できる歩行者空間を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	○	○
綾瀬 411 号	足立区	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	
綾瀬 416 号	足立区	誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	

整備対象 経路	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
綾瀬 417 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
綾瀬 435 号	足立区	歩道の 幅員等	歩道が連続していない箇所があるが、隣接している民地(区立公園)と一体的に歩行空間が確保されている。	隣接している民地と一体的なバリアフリー化により、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に移動できるよう、法令等に基づき維持更新を行う。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
		歩道の 幅員等	隣接している民地(区立公園)と一体的に歩行空間が確保され、民地内に視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されている。			
綾瀬 438 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
綾瀬 451 号	足立区	歩道の 平坦性	歩道が平坦ではない箇所がある。	路面の平坦性、適切な段差や勾配を確保します。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
綾瀬 481 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが設置されていない箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/>	
綾瀬 493 号	足立区	誘導用 ブロック	視覚障がい者誘導用シートやブロックが連続していない箇所や、劣化や配置等によりわかりにくくなっている箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブロック・シートを設置します。	優先度を考慮して 順次 <input type="radio"/> <input type="radio"/>	

道路特定事業箇所図

※下図のうち、路線番号の記載がある道路が特定事業に該当します。



工 交通安全特定事業

今後、特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
重点整備 地区内	東京都公安委員会	信号機 及び エスコート ゾーン	交差点等で、エスコート ゾーンや音響機能付信号 などが設置されていない 箇所がある。	視覚障がい者誘導用ブ ロック等の設置状況や 周辺の交通状況等を勘 案し、必要に応じてエス コートゾーンの整備や 音響機能付信号機を設 置します。	○	○
		交通規制 標識 路面標示	反射材料等を用いた道路 標識（規制標識）や道路 標示を設置し、誰もが安 全に通行できる道路とす る必要がある。	高輝度な道路標識及び 道路標示の設置に関す る事業を実施します。	○	○

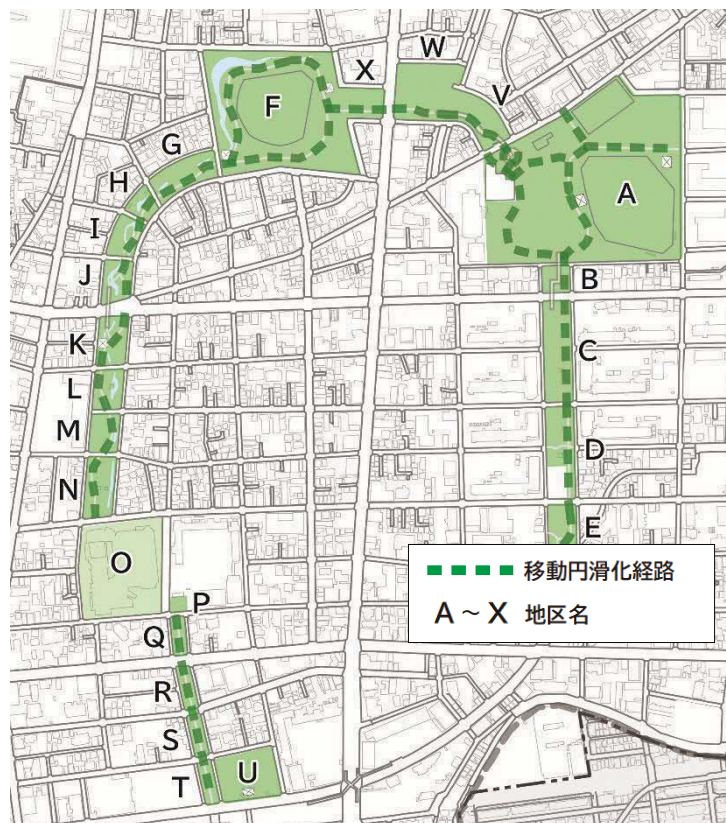
オ 公園特定事業（都市公園）（59ページに箇所図）

今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

※ 区立公園については、59ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。
 なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
東綾瀬 公園	東京都	移動等円滑化経路	段差、凹凸のある部分があり、車椅子やベビーカー等が通りにくい箇所がある。	条例等に基づき適正に改修します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		水車トイレ（K地区）	車椅子利用者等がトイレを円滑に利用しにくい箇所がある。	条例等に基づき適正に改修します。		
	足立区	ハト広場トイレ（U地区）	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	トイレの建替えの際に、基準等を考慮し、改めて対応をします。		○

東綾瀬公園の地区名



整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
川端第一公園 大谷田記念公園	足立区	出入口 や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して 順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み場・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
上の公園	足立区	全体	現状の法令・基準に基づき整備されている。	基準などの変更時に改めて対応をします。		○
加平第一公園	足立区	トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。	優先度を考慮して 順次	○
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み場・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
沖谷公園	足立区	全体	現状の法令・基準に基づき整備されている。	基準などの変更時に改めて対応をします。		○

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
大谷田公園	足立区	出入口 や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	○	
		出入口 や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
加平第二公園	足立区	出入口 や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して 順次	
		出入口 や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、更新または廃止を検討します。更新する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるように整備します。	○	
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
稲荷公園	足立区	出入口 や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して 順次	○
		出入口 や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
川端第二公園	足立区	出入口 や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して 順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、更新または廃止を検討します。更新する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるように整備します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
谷中公園	足立区	出入口 や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して 順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
しょうぶ沼公園	足立区	トイレ	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	トイレの建替えの際に、基準等を考慮し、改めて対応をします。		○
下の公園	足立区	出入口 や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して 順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
綾瀬七丁目丘公園	足立区	トイレ	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	トイレの建替えの際に、基準等を考慮し、改めて対応をします。		○

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
八か村落し ファミリー 公園	足立区	出入口 や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して 順次	○
		出入口 や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。		
蛭沼公園	足立区	出入口 や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して 順次	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
五兵衛公園	足立区	出入口 や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して 順次	
		出入口 や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	○	○
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、更新または廃止を検討します。更新する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるように整備します。		○
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
下河原公園	足立区	出入口 や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して 順次	
		トイレ	バリアフリースイートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	トイレの建替えの際に、基準等を考慮し、改めて対応をします。		○
		案内サイン	高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等にわかりやすい案内板があるとよい。	利用者にわかりやすい案内板を設置します。	○	○

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
河添公園	足立区	トイレ	バリアフリートイレはあるが、高齢者、障がい児・者等の方々が更に使いやすいようにするとよい。	トイレの建替えの際に、基準等を考慮し、改めて対応をします。	優先度を考慮して 順次	
		施設	ベンチ等の休憩できる設備があるとよい。		利用者に配慮したベンチを設置します。	○
北野公園	足立区	トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、更新または廃止を検討します。更新する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるように整備します。		○
		施設	ベンチ等の休憩できる設備が少ない	利用者に配慮したベンチを設置します。	○	
綾瀬一丁目児童遊園	足立区	出入口や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
		出入口や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して 順次	
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。	○	○

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
普賢寺公園	足立区	トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。	優先度を考慮して 順次	○
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
綾瀬二丁目ふれあい公園	足立区	出入口 や園路	段差や車止めにより誰もが円滑に出入りできない出入口がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。	優先度を考慮して 順次	○
		出入口 や園路	園路などに段差、凹凸、急勾配な部分があり、ベビーカーや車椅子等が通りにくい箇所がある。	出入口及び園路の平坦性、適切な勾配・段差を確保します。		
		トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、更新または廃止を検討します。更新する場合、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるように整備します。		
		施設	ベンチ等の休憩できる設備が少ない	利用者に配慮したベンチを設置します。		
		施設	車椅子使用者が使いやすい水飲み・手洗い場になっていない。	利用者に配慮した水飲み・手洗い場を設置します。		
綾南公園	足立区	全体	現状の法令・基準に基づき整備されている	基準などの変更時に改めて対応をします。		○

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
伊藤谷公園	足立区	トイレ	バリアフリーに対応したトイレがない。	トイレの適正配置を踏まえ、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に利用できるよう更新します。	優先度を考慮して 順次	○

カ 建築物特定事業（59ページに箇所図）

地区内の公共施設は、それぞれの建築物において、東京都福祉のまちづくり条例や足立区公共施設等整備基準、足立区環境整備基準等の法令に沿って、ユニバーサルデザインに配慮して設計、建築を行っている施設が多数を占めています。この点を考慮した上で、今後、足立区環境整備基準や公共施設等整備基準等の基準等に基づき、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

※ 施設については、59ページの地図上の北側から南側へ順番に記載しています。
 なお、東西同一上に位置する場合、その箇所は西側から東側へ順番に記載しています。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
大谷田谷中 住区センター	足立区	設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○
		道路等から主要な出入口、施設内の受付や案内所等まで、連続して視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。	道路等から主要な出入口、施設内の受付や案内所等まで、バリアフリー化された経路を確保するとともに、視覚障がい者誘導用ブロックの設置に向けて検討します。		
		バリアフリースイールの機能を充実させる必要がある。	機能分散を考慮し、バリアフリースイール等に個別の機能の分散配置に向けて検討します。		
加平住区 センター	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○	○

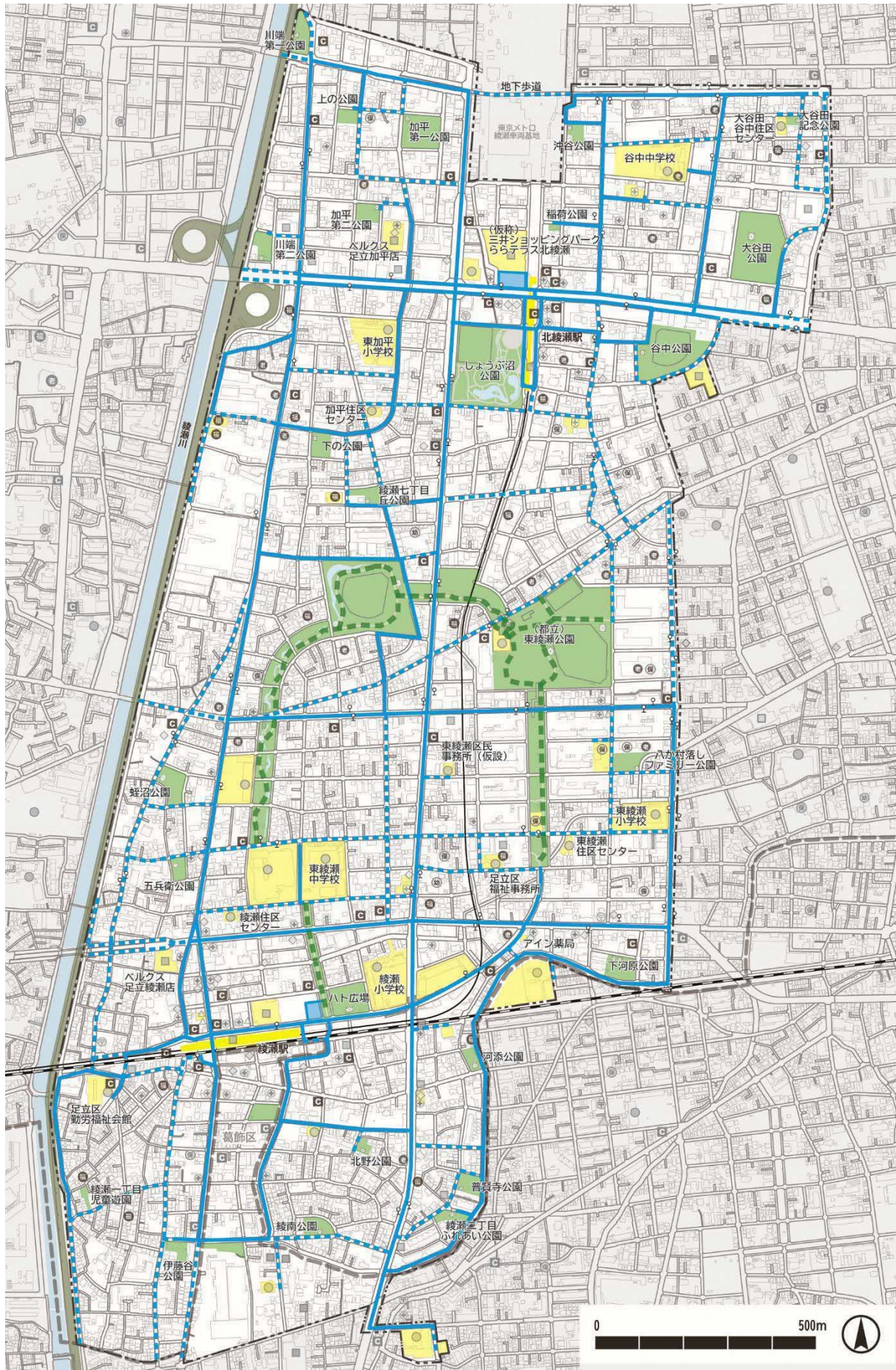
整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
東綾瀬区民 事務所	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次	
足立福祉事務所 東部福祉課	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。 現在、足立区公共施設等総合管理計画などに基づき、施設の更新（移転）を検討中である。	施設の更新時期を見据えながら、現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できるよう維持更新に取り組みます。	○	
東綾瀬住区 センター	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		施設内に段差があるなど、円滑に移動できない箇所がある。	施設内において、通路幅員の確保、エレベーターの整備、階段段鼻の視認性の改善など、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等が円滑に水平・垂直移動できるように配慮します。		
		案内表示が目立たない、わかりにくいものがある。	だれに対しても、わかりやすい案内表示を設置します。		

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
綾瀬住区 センター	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次	
		道路等から主要な出入口、施設内の受付や案内所等まで、連続して視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。	道路等から主要な出入口、施設内の受付や案内所等まで、バリアフリー化された経路を確保するとともに、視覚障がい者誘導用ブロックの設置に向けて検討します。	○	○
足立区勤労 福祉会館	足立区	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、所有施設が整備又は改修されている。	法令や基準等の今後の改正や、新たな要望等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設の維持更新を行います。		○
ベルクス 足立加平店	ホーサン デルベ イリ ンクス	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次	
（仮称）三井 ショッピング パークらら テラス北綾瀬	三井不 動産	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設を建築中である。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	○	

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
ベルクス 足立綾瀬店	ホーサン デルベ リング グス	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	
アイン薬局	アイン シー アーマ	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造等を考慮しながら、最新の法令や基準に沿うよう安全・快適・円滑に移動や利用ができる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	
谷中中学校	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	
東加平小学校	足立区	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設を改修中である。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	○	
東綾瀬小学校	足立区	建設当時の法令や基準に基づき整備したが、法令改正等の新たな要因により、バリアフリー化の改善の余地がある。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	
東綾瀬中学校	足立区	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設を建築中である。	現在の構造、法令や基準等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設を整備します。	○	
綾瀬小学校	足立区	法令や基準等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮して、施設が整備されている。	法令や基準等の今後の改正や、新たな要望等を考慮して、安全かつ快適に円滑に移動・利用できる施設の維持更新を行います。	優先度を考慮して 順次 ○ ○	

公園特定事業・建築物特定事業箇所図

※下図のうち、施設名の記載がある公園・建築物が特定事業に該当します。



(6) ソフト面での特定事業の設定

ア 教育啓発特定事業

バリアフリー化に関する教育啓発活動の現状を踏まえ、今後、事業主体とともに特定事業計画を策定し、事業を実施します。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題	バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
				短期	長期
重点整備 地区内	足立区 (※)	足立区バリアフリー推進計画において、移動の手助けやコミュニケーション方法に配慮した対応等ができるようにするための理解や協力を深める育成等について指針が示されている。	事業者及び施設管理者等に対して、高齢者・障がい者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識と技術の向上を図るため、職員・従業員等に対する教育の充実を図るよう働きかけます。	○	○
			住民に対して、高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等への接し方や支援の方法を取得し、理解と協力を深めるよう働きかけます。	○	○
		足立区バリアフリー推進計画において、区民一人ひとりの配慮を必要とした「心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの機運の醸成」についての指針が示されている。	住民に対して、視覚障がい者誘導用シートやブロック、誰もが利用できるトイレ、障がい者等用の駐車スペースなど、必要としている人が利用できるようにルールを守り、マナーの向上に努めるよう働きかけます。	○	○

※足立区のほか、葛飾盲学校、葛飾ろう学校など各学校等の取組と連携し、事業を進めます。

整備対象 施設	事業 主体	バリアフリー化の 現状と課題		バリアフリー化に 向けた取り組み	目標時期	
					短期	長期
重点整備 地区内	足立区	歩道	歩道上に雑草や植木鉢などがはみ出し、通行しにくい箇所がある。	歩行空間の機能を十分に維持・保全するため、商品のはみ出し陳列や看板等の設置など、不法占用物に対する移動・撤去等の指導を行います。	優先度を考慮して 順次	
		自転車	歩道に置かれた自転車や、歩道上を走る自転車のために歩行者が危ない場合がある。	第11次交通安全計画で計画した自転車利用者の交通ルールの順守や走行マナーの向上の目標達成を目指し、普及啓発を進めます。	○	
		足立区バリアフリー推進計画に、区民一人ひとりの配慮を必要とする「心のバリアフリー、心のユニバーサルデザインの機運の醸成」について指針が示されている。		令和6年4月から事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されることに伴い、今後、企業や店舗の施設管理者に対して高齢者、障がい児・者、子ども、子育て中の方、外国からの方等の要望を取り入れ、バリアフリー化の推進に努めるよう働きかけます。	○	○